

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求上告受理申立て事件

国側当事者・国

平成28年6月17日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年7月16日判決、本資料265号-115・順号12698)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年1月27日判決、本資料265号-11・順号12594)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

### 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年6月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸

## 当事者目録

申立人	株式会社B
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	井上 康一 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	牧迫 洋行